

令和6年能登半島地震吹田市支援対策本部設置要領

(設置)

第1条 令和6年能登半島地震(令和6年1月1日16時10分発生)により被災した自治体を支援するため、「令和6年能登半島地震吹田市支援対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 被災地及び被災者等の情報収集に関する事項
- (2) 国、大阪府その他の関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事項
- (3) 被災自治体及び被災者の支援に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、水道事業管理者、吹田市事務分掌条例第1条に規定する部の長、危機管理監、会計管理者、消防長、水道部長、吹田市教育委員会事務局組織規則第1条に規定する部の長、市議会事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、対策本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、総務部担当副市長である副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、令和6年能登半島地震吹田市支援対策本部会議(以下「対策本部会議」という。)と称する。

2 対策本部会議は、本部長が必要に応じ招集し、本部長がその議長となる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に対策本部の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(総括責任者)

第6条 別に定める庁内各支援担当部署の事務を統括的に把握し、調整を行うため、対策本部に総括責任者を置く。

2 総括責任者は、本部長の命を受け、対策本部の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、総務部危機管理室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、対策本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、令和6年1月4日から施行する。